

写

監 内 第 43 号

令和 5 年 9 月 22 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉 山 雅 男

伊東市監査委員 井 戸 清 司

公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和2年伊東市監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第3 監査の対象

- 1 対象施設 伊東市健康福祉センター
- 2 指定管理者 社会福祉法人伊東市社会福祉協議会
- 3 所管課 伊東市健康福祉部高齢者福祉課

第4 監査の範囲

令和4年度における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

第5 監査の期間

令和5年8月2日から令和5年9月21日まで

（書類監査は令和5年8月2・3日に、本監査は現地において令和5年8月17日に実施している。）

第6 監査の着眼点

- 1 所管課関係
 - (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
 - (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
 - (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
 - (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
 - (8) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- 2 指定管理者関係
 - (1) 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (5) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

第7 監査の主な実施内容

指定管理に関する協定書、諸帳簿、証ひょう書類その他提出資料等関係書類について内容を照合する一方、伊東市健康福祉部高齢者福祉課及び社会福祉法人伊東市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の関係者と質疑を行い、監査の対象が適正に執行されているか否かについて確認を行った。

第8 監査の概要

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人伊東市社会福祉協議会
- (2) 事務所 伊東市桜木町二丁目2番3号 伊東市健康福祉センター内
- (3) 設立年月日 昭和26年9月29日（昭和45年3月26日法人認可）
- (4) 設立目的 伊東市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 施設名 伊東市健康福祉センター（健康福祉施設）
- (2) 所在地 伊東市桜木町二丁目2番3号
- (3) 開設年月日 平成29年3月1日
- (4) 面積（台帳）敷地 2,801.56 m² 建物 5,059.78 m²
- (5) 構造 鉄骨造 地上5階建て（本体施設2階、上部駐車場3層）
市民活動交流コーナー、生きがい交流室、健康スタジオ、調理実習室、多目的ホールほか

3 指定管理者との協定について

- (1) 令和4年3月25日「伊東市健康福祉センター（健康福祉施設）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」を締結

ア 業務の範囲

基本協定書第 8 条で規定される業務の範囲は、次のとおりである。

- (ア) 伊東市健康福祉センター条例（平成 28 年伊東市条例第 22 号）第 4 条第 2 号（高齢者福祉・介護予防拠点事業）及び第 4 号（地域福祉活動拠点事業）に規定する事業に関する業務
- (イ) 施設の使用に関する業務
- (ウ) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (エ) 市の感染症、防災及び災害対応業務に関する協力
- (オ) その他市が必要と認める業務

イ 指定期間

基本協定書第 7 条で規定される指定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

- (2) 令和 4 年 4 月 1 日「伊東市健康福祉センター（健康福祉施設）の管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）」を締結

4 指定管理業務を処理するための費用（以下「管理費」という。）

市が、年度協定書第 3 条に基づき社会福祉協議会へ支出した令和 4 年度の管理費は、次のとおりである。

令和4年度指定管理委託料

区分	支払月	支払金額（円）
第 1 回	4 月	12,700,000
第 2 回	7 月	2,700,000
第 3 回	10 月	2,700,000
第 4 回	1 月	2,700,000
合 計		20,800,000

5 職員の配置及び勤務体系

管理人 3 人、事務員 2 人が配置されている。勤務体系は、次のとおりである。

- 平日 8 時 30 分～17 時 15 分（事務員 1 人）
17 時 15 分～22 時 15 分（管理人 1 人）
- 土日祝日 8 時 15 分～16 時 15 分（管理人 1 人）
16 時 15 分～22 時 15 分（管理人 1 人）

6 収支状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

(収入の部)

(単位:円・%)

科 目	予算現額	収入済額	収入率
1.委託金収入	20,800,000	20,800,000	100.0
2.修繕取崩収入	1,000,000	1,000,000	100.0
3.繰入金	1,300,000	1,168,000	89.8
4.繰越金	1,000,000	1,000,000	100.0
合 計	24,100,000	23,968,000	99.5

※繰入金は指定管理者原油価格高騰対策補助金である。

(支出の部)

(単位:円・%)

科 目	予算現額	支出済額	執行率
1.人件費	5,195,000	5,148,230	99.1
2.福利厚生費	64,000	35,650	55.7
3.諸謝金	50,000	0	0.0
4.消耗品費	429,000	348,710	81.3
5.水道光熱費	6,484,000	6,450,370	99.5
6.修繕費	1,047,000	766,630	73.2
7.通信運搬費	292,000	261,938	89.7
8.業務委託費	7,115,000	7,049,086	99.1
9.賃借料	1,383,000	1,247,302	90.2
10.返還金支出	1,000	0	0.0
11.事務手数料	1,040,000	1,040,000	100.0
12.修繕積立金	1,000,000	1,000,000	100.0
合 計	24,100,000	23,347,916	96.9

※収支差額620,084円は次年度に繰越しする。

7 施設の利用状況について

令和4年度の健康福祉センターの利用状況は、開設日数359日、延べ利用回数414回、延べ利用者数53,118人である。

階	1階					2階				合計
	名称	市民活動交流コーナー	生きがい交流室				健康スタジオ	調理実習室	多目的ホール(全面)	
洋室			和室	音響室①	音響室②					
利用回数(回)	33	64	35	—	—	74	118	88	2	414
利用者数(人)	772	250	173	—	—	685	18,379	18,479	7	38,745
利用率(%)	9.2	8.9	4.9	—	—	6.9	16.4	8.2	0.2	—

・喫茶コーナー”すう”利用人数 1,087人

・子ども広場”すきっぷ”利用人数 7,372人

・電位治療器”スカイウェル”利用人数 5,914人

※利用回数は、午前・午後・夜間の時間帯ごとに各々1回とした数である。

※利用率については

(1)健康スタジオは、利用回数÷(開館日数×3回/1日)

(2)調理実習室は、利用回数÷(開館日数×2回/1日)

(3)多目的ホールは、利用回数÷(開館日数×3回/1日)

(4)生きがい交流室は、利用回数÷(開館日数×2回/1日)

(5)市民活動交流コーナーは、市民団体やボランティアが使用した場合のみ数える。

※調理実習室は、室別の利用回数に全面の利用回数を足して利用回数とする。

※多目的ホールは、室別の利用回数に全面・大小・中小の利用回数を足し室別の利用回数とする。

過去4年間の利用者数は平成30年度71,746人、令和元年度64,957人、令和2年度22,736人、令和3年度96,337人である。

定期的に様々な団体が利用していたが、2階については令和3年度からコロナワクチン接種会場として確保されており、現在も一般開放されていない。1階に関しては、音響室以外は通常どおり開設している。

8 備品・施設の管理

(1) 備品の管理

伊東市健康福祉センターで使用する市の備品は、基本協定書第15条で規定されたとおり社会福祉協議会に無償貸与されている。本監査に当たり、数点を抽出し、確認を行ったところ、備品保管簿に記載された場所と保管場所が変わっていたもの、備品シールが不鮮明なものがあった。現時点では社会福祉協議会で購入した備品はないようだが、今後購入した場合には所有権を明確にし、備品保管簿を各々分けて作成するなど、取扱いに遺漏のないよう管理されたい。備品は市の大切な財産であ

ることを認識の上、備品保管簿との定期的な確認を行い、適切な管理に努められたい。

(2) 施設の修繕

令和4年度においては、3階手摺防水工事546,700円（消費税及び地方消費税含む。）、1階扉修繕116,600円（同）外4件の修繕を社会福祉協議会が実施している。今後は施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加することも見込まれるため、協定に基づく執行を基本とする中で、利用者が安全で快適に利用できる施設が維持されるよう、社会福祉協議会と高齢者福祉課が協力し、緊急性等の状況に応じた適切な修繕を行われたい。また、駐車場のスロープについては、幅が狭く建設当初から車両事故が発生しているため、信号機を設置し上下の通行を分けるなど、安全性を確保するための対策を講じられたい。

第9 監査の結果

今回監査を実施した範囲における出納その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。今後は、監査過程での指摘等も参考に、的確な判断に基づき事務事業が適正に執行されるよう望むものである。

1 社会福祉法人伊東市社会福祉協議会

(1) 指示事項

出納事務において、契約に基づく業務が履行されたにもかかわらず、支払がされていないものが見受けられた。早急に支払を行うとともに、今後このような誤りがないよう、業務の履行及び支払確認については経理担当者一人だけでなく、複数人によるチェックを強化するなど、公金であるという認識を持ち、出納事務に遺漏のないよう努められたい。

(2) 意見

ア 基本協定書第17条に規定する業務報告書の管理経費等の収支状況などにおいて、疑問が生じる部分や記載が不十分なものなどの不備が見られた。管理業務を確実に行うことはもとより、公の施設の管理運営ということを念頭に置き、報告書の記載内容について見直すとともに、正確な事務処理に努められたい。

イ 委託契約に関する契約書の日付や起案文書などの作成における決裁日等の必要事項の記載がないもの、日付の整合性がとれていないもの、文書の保管状況が適切でないもの等、事務処理について不備が散見されたため、書類等の作成・管理

についても適正な処理を行われたい。

2 伊東市健康福祉部高齢者福祉課

(1) 指示事項

1に記載のとおり、指定管理者の出納事務及び業務報告書に不備が見られるなど、所管課の確認不足が見受けられた。市からの委託料は公金であることを念頭に置き、指定管理者の管理運営業務の状況を的確に把握し、報告書類等の精査を確実にを行い、必要に応じて指導や是正を求めるなど適切な管理監督に努められたい。

(2) 意見

施設管理については、時間帯によっては限られた人員での対応となるが、施設の規模に対する防犯カメラの設置数が不十分に感じられ、現金を取り扱うことから安全面が懸念される。市民及び職員の安全確保のためにも社会福祉協議会と調整を図るとともに、財源については財政担当課と協議を行いながら、防犯カメラの増設を検討されたい。

以 上